

日本宇宙少年団鳩山分団規約

～第1章 総則～

(設置)

第1条 この団体は、公益財団法人日本宇宙少年団（以下「YAC」という。）の目的（YAC定款第3条に規定する目的をいう。）を尊重し、YACと協力して「宇宙」の素材を用いて青少年の健全な育成に貢献するため設置するものであり、日本宇宙少年団鳩山分団（以下「本団」という。）と称し、英語名は Young Astronauts Club-Hatoyama と称する。

(事務所)

第2条 本団の事務所は、埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16鳩山町役場内に置く。

(活動)

第3条 本団は、目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 総会
- (2) 定例活動
- (3) 他分団と連携した活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的の実現ために必要なこと。

～第2章 組織～

(組織)

第4条 本団は、団員、準団員、指導員及び分団長が必要と認める者で組織する。

(役員)

第5条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 分団長 1名
 - (2) 副分団長 1名
 - (3) リーダー 1名
 - (4) サブリーダー 若干名
 - (5) 事務局長 1名
 - (6) 会計責任者 1名
 - (7) 顧問 若干名
 - (8) 監事 1名
- 2 分団長、副分団長、リーダー及びサブリーダーは指導員の中から選出する。
 - 3 分団長、副分団長、リーダー及びサブリーダーは相互に兼ねることはできない。
 - 4 分団長及び会計責任者は相互に兼ねることはできない。また、互いに独立した家計を営む者が当たることとする。

(役員の任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(分団長)

第7条 分団長は、本団を代表し、活動を総括する。

2 分団長は YAC が主催する連携団体長会議に出席する。

(副分団長)

第 8 条 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故あるとき、又は欠けた時はその職務を代理する。

(リーダー)

第 9 条 リーダーは、活動を企画し、団員への指導や助言を行う。

(サブリーダー)

第 10 条 サブリーダーは、リーダーを補佐し、団員への指導を行う。

(事務局長)

第 11 条 事務局長は、本団の活動を側面から支援する。

(会計責任者)

第 12 条 会計責任者は、本団の活動に関わる財務処理を行う。

(顧問)

第 13 条 顧問は、本団の活動に関わる指導や助言を行う。

(監事)

第 14 条 監事は、本団の会計監査を行い、総会において報告する。

(団員)

第 15 条 団員は、YAC の目的に賛同して入会し、本団の活動に参加する者とする。

2 団員は、原則として小学校 3 年生から中学校 3 年生までとする。ただし、分団長が認める場合は、この限りではない。

(準団員)

第 16 条 準団員は、本団の活動に参加する者で、既に他分団において YAC に入会している者、又は YAC に入会を予定している者とする。

2 準団員は、原則として小学校 3 年生から中学校 3 年生までとする。ただし、分団長が認める場合は、この限りではない。

(指導員)

第 17 条 指導員は、YAC の目的に賛同して入会し、YAC の理事会が定める「宇宙教育指導者セミナー」を受講し、指導員登録を行った者とする。

2 指導員は、原則として高校生を除く 18 歳以上の者とする。

～第 3 章 活動及び会費～

(総会)

第 17 条 総会は分団長が招集し、議長となる。

2 総会は、次のことを決め、YAC に報告するものとする。

(1) 規約

(2) 活動内容

(3) 予算及び決算

(4) 役員の選任

(5) その他

(定例活動及び他分団と連携した活動)

第 18 条 定例活動は、原則として月 1 回開催し、YAC に報告するものとする。

2 他分団等と連携した活動は、YAC に承認された他分団等との連携した活動を行うものとし、その活動をもって定例活動とすることも可能とする。

(年度)

第 19 条 本団の年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし、初年度は決団した日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(入団費)

第 20 条 団員は、入団費として 1 名につき 2,000 円を納付するものとする。

2 入団費は、入団しようとする年度が始まる前の 3 月 10 日までに納付しなければならない。ただし、その日が休日の場合は翌月曜日までとする。

(年会費)

第 21 条 年会費は、団員及び指導員 1 名につき 3,000 円とする。ただし、兄弟等複数人で加入する場合は、1 家族 5,000 円とする。

2 年会費は、年度が始まる前の 3 月 10 日までに納付しなければならない。ただし、その日が休日の場合は翌月曜日までとする。

(解散)

第 22 条 本団の解散は、総会において決定する。

(その他)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 30 年 3 月 18 日から施行する。